

**改正**

令和3年6月2日告示第102号

恵那市 I C T活用推進委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 情報通信技術（以下「I C T」という。）の活用により市民の利便性の向上及び行政運営の改善を図るため、恵那市 I C T活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

一部改正〔令和3年告示102号〕

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 恵那市 I C T活用推進計画（以下「計画」という。）の策定及び進捗状況の把握に関する事項
- (2) 計画の推進のための提言及び助言に関する事項
- (3) 計画の見直しに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

一部改正〔令和3年告示102号〕

(組織)

**第3条** 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 商工団体関係者
- (2) 防災団体関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 教育団体関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 副市長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める者

一部改正〔令和3年告示102号〕

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただ

し、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔令和3年告示102号〕

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、市長が委嘱した者のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

一部改正〔令和3年告示102号〕

(推進部会)

**第7条** 委員会は、次に掲げる事項について検討するため、ICT活用推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(1) 計画の策定及び施策の推進に係る事業（以下「事業」という。）に伴う庁内調整及び承認に関する事項

(2) 進行管理、施策の見直しその他の事業の実施状況に関する事項

2 部会員は、副市長教育長、総務部長、まちづくり企画部長、市民サービス部長、医療福祉部長、商工観光部長、農林部長、建設部長、水道環境部長、消防長、副教育長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、選挙管理委員会書記長及び監査委員事務局長をもって組織する。

3 部会に情報技術の導入及び利活用を推進する情報戦略の最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置き、副市長をもって充てる。

4 CIOは、部会において情報化による市民の利便性の向上及び行政運営の改善に関する事項を所掌する。

5 部会に部会長を置き、部会長はCIOをもって充てる。

6 部会長は、部会の会務を総括する。

7 部会の会議（以下「部会会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長と

なる。

- 8 部会長は、部会会議における審議状況及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - (1) 第2項に定める者のほか、職員を指名し、部会員とすること。
  - (2) 部会会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は助言を求めること。
  - (3) 委員長に前項の報告に関する意見を述べること。
- 10 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て別に定める。

一部改正〔令和3年告示102号〕

(ワーキンググループ)

**第8条** 事業の推進に係る具体的な検討を行うために必要がある場合は、推進部会にワーキンググループを置くことができる。

- (1) ワーキンググループは、事業ごとに設置する。
  - (2) ワーキンググループは、座長及びメンバーをもって組織する。
  - (3) 座長及びメンバーは、部会長が事業の関係課長及び担当職員からその都度指名する。
  - (4) メンバーは、座長の命を受けてワーキンググループの事務に従事する。
  - (5) ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。
  - (6) 座長は、ワーキンググループの会議における審議状況及び結果を部会に報告しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、ワーキンググループの設置及び運営に必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て別に定める。

一部改正〔令和3年告示102号〕

(庶務)

**第9条** 委員会及び部会の庶務は、まちづくり企画部情報政策課において処理する。

- 2 ワーキンググループの庶務は、部会長が指定する課において処理する。

一部改正〔令和3年告示102号〕

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

一部改正〔令和3年告示102号〕